

平成26年9月23日

本部事務局

地方分権改革に関する提案募集への対応について

去る9月12日に、関西広域連合から提案を行った以下の8項目に対する各府省からの第1次回答が全て対応不可であったことから、その回答に反論する意見を内閣府に提出しました。

1 提案項目

- ① 国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限
- ② 複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限
- ③ 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限
- ④ 保険医療機関の指定・指導権限
- ⑤ リサイクルの推進に係る事務・権限
- ⑥ 山陰海岸国立公園に係る管理権限
- ⑦ 広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大
- ⑧ 広域連合の規約変更手続きの弾力化

2 各府省からの第1次回答及び府省の回答に対する関西広域連合の意見

→ 別添のとおり

3 提案に係る今後のスケジュール

さらに所管府省の第2次回答があり、その後、内閣府が中心となり、国・地方間で最終調整が行われることになる。

(スケジュール)

9月26日 内閣府から所管府省への2回目の意見照会

10月10日 回答期限

その後、国・地方間で最終調整を行い、12月中旬に国において対応方針を決定

No. 1	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限
提案の具体的な内容	<p>国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。</p> <p>また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。</p> <p>関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。</p> <p>地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。</p>
所管府省からの第1次回答 (国土交通省)	<p>対応不可</p> <p>国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。</p> <p>広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。</p> <p>なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。</p> <p>また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の</p>

	<p>出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限仕分け（自己仕分け）において、「C 国に残すもの」と整理し、同年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、事務・権限の移譲を進める対象とはされなかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>国土交通省の回答では、広域地方計画は全国的な視点から国が責任を持って策定・推進することが必要とのことだが、<u>関西広域連合が主導してブロック単位の広域地方計画を策定することは国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。</u></p> <p>現在、関西圏では、広域連合が、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など総合的な広域行政課題に対応した取組を進めるとともに、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整事務の一環として、<u>関西圏全体を見据えた将来展望の研究を始めるなど、広域地方計画の策定を担い得る実績を積み重ねている。</u></p> <p>なお、広域地方計画は全国計画を基本として定める（同法第9条第2項）とされているが、関西広域連合主導であっても国の定める全国計画との整合性を十分に図った上で、圏域内の市町村や住民の声を丁寧に聴くことにより地域の視点を踏まえた計画策定を行うことができる。</p> <p>また、国や他圏域との関係については、広域地方計画協議会には国の関係各地方行政機関や隣接県なども参画することから、それらと密接に連携・調整を図ることにより、その意見を十分に尊重し、計画策定することは可能である。</p> <p>さらに、権限移譲までの当面の措置として、近畿圏広域地方計画協議会メンバーであった関西広域機構（平成23年9月30日解散）の後継団体であり、広域計画の実施に密接な関係を有する者である広域連合が近畿圏広域地方計画協議会へ参画し、意見を反映できるようにすべきである。</p> <p>なお、「アクション・プラン」は国出先機関の原則廃止に向けての整理であり、本省権限である広域地方計画の策定権限について具体的に言及されているわけではないので、整理済みとは言えないのではないかと。</p>
分野事務局	本部事務局（計画課）

No. 2	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限
提案の具体的な内容	<p>昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。</p> <p>しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。</p> <p>また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民（議会）の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。</p> <p>地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。</p> <p>全国知事会の意見（平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について（案）」に対する意見）で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。</p>

所管府省からの第1次回答（国土交通省）	<p>対応不可</p> <p>直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱（第1次）に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。</p> <p>なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）の方向性に沿って、国と地方公共団体間で移譲について個別協議を進めていると主張されているが、この勧告では、①直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきとされ、②直轄河川については、「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、河川流路が複数都道府県にまたがる一級河川についても、関係都道府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきとされている。</p> <p><u>この第1次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を越える広域行政組織である関西広域連合が設立（平成22年12月1日）されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。</u></p> <p>また、関西広域連合の取組については、定期的（年2回程度）に広域連合の区域内の基礎自治体（市町村）との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。</p>
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策PT）

No. 3	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限
提案の具体的な内容	<p>観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）について、広域連合への移譲を求める。</p> <p>また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援（旅行業法の特例等）が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。</p> <p>現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。</p>
所管府省からの第1次回答 (国土交通省)	<p>対応不可</p> <p>本提案は、すでに過去の議論（25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」（平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定）において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていたところである。</p> <p>その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（25年12月20日 閣議決定）には記載されなかったところである。</p>

府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>訪日旅行者数を2020年に2000万人の高みを目指すとする目標達成に向けては、全国各地に整備されつつある観光圏がインバウンドに対しても重要な観光拠点となる。東京オリンピック・パラリンピック等の開催により訪日した外国人観光客をいかに東京・首都圏だけでなく、地域に分散させ、日本全体で外国人観光客をもてなすが、日本を観光立国として引き立てていくことになる。</p> <p>観光圏の認定について、国においては、「全国的な見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、各地域の先進的な取組を一元的に実施する必要がある」としているが、地域の観光振興は地域の実情に通じた地方自治体等が行うべきものであり、当該認定事務についても地域の市町村等の取組に通じた都道府県等では対応は可能である。先進的な取組の促進や一元的な実施の必要性は、国が地域への助言等側面的支援を行うことで対応できるものであり、国の関与は最小限に止めるべきである。</p> <p>今後、多くの外国人観光客が日本、関西を訪れることが見込まれるなかでは、観光圏の認定に際しては先進性や地域バランスといった視点だけではなく、広域的な範囲で観光客を周遊させる広域的ルートの提案など、観光圏が相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みなどを考えていく必要がある。</p> <p>関西広域連合のような広域行政組織では、観光圏の認定にあたり、整備段階から情報を共有し、域内の観光圏が相互に連携、協調し合うことで、「KANSAI」ブランドとしても発信し、個々の観光圏のみならず関西全体のさらなる観光客の誘客に結びつけていくことも可能である。観光圏の認定においては、今後増加が見込まれる外国人観光客の受入も見据えて、地域の創意・工夫が活かせる、「全国的な見地から一元的に行う」視点とは別の観点から提案する。</p>
分野事務局	広域観光・文化振興局

No. 4	保険医療機関の指定・指導権限
提案の具体的な内容	健康保険法及び国民健康保険法に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保障制度改革」の中で、地域に必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。</p> <p>こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。</p> <p>このためには、「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設許可等の権限」を有する府県との緊密な連携が図れるとともに、事務執行体制の集約化により、高度で専門的な事務執行が可能となる「広域連合」（まずは、府県域を越える唯一の意思決定機関「関西広域連合」）において、「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」及び行財政の効率化を図ることを目指す。</p> <p>また、現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、責任ある広域行政主体が実施することにより、ガバナンスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。</p> <p>なお、保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかる財源を確保する必要がある。</p>
所管府省からの第1次回答（厚生労働省）	<p>対応不可</p> <p>保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師（以下、「保険医療機関等」という。）の指定、取消、指導監督等については、</p> <p>① 国は医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っており、国が直接その発展を図るべきものであること</p> <p>② 国が保険者に代わり、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるとのふさわしい医療機関の指定等を行うべきであることから、国の責任において実施することが適当と考えている。</p> <p>また、保険医療機関等の指定、取消、指導監督等については、全国統一の観点から実施すべきであり、地域ごとの個々の特殊性や利便性に応じて実施する必要はないと考えている。</p>

府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>今後大きな課題である「2025年問題」への対応として「社会保障制度改革」が進められる中、「医療法人の認可・指導監督」「病院の開設許可等の権限」は府県が有しているが、「保険医療機関の指定・指導権限」は国の権限となっている。</p> <p>地方分権の観点から、「国保の一元化」「医療費支出目標の設定」及び「地域医療ビジョンの策定」等、地方が主体的に「医療提供体制」の整備に係る責任を果たすために、必要な権限を求めるものである。</p> <p>特に、国から地域医療構想と整合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標の設定を求められているにも関わらず、国においては診療報酬に関するチェック機能が十分に働いていない現状も指摘されていることから、<u>関西広域連合において個別指導を実施することにより、連合長等のリーダーシップ、議会のチェック機能など、ガバナンスの効いた適正な個別指導が行え、住民への説明責任がより強く果たせるものと考えている。</u>また、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、<u>広域連合でも対応は可能であり、事務執行体制の集約化により行財政の効率化が図られると考えている。</u></p> <p>まずは府県により近い関西広域連合への移譲を求めるものであり、権限移譲を国民にわかりやすく示すモデルケースとすべきと考える。</p>
分野事務局	広域医療局

No. 5	リサイクルの推進に係る事務・権限
提案の具体的な内容	各個別リサイクル法に基づく報告・立入検査および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める（事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。）
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。</p> <p>※ ただし、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材、資機材等とともに移管されることが大前提であり、広域連合内における執行体制の確保も不可欠である。</p> <p>加えて、従来検討されてきた報告・立入検査に加え、勧告・命令も広域連合で実施するためには、措置に係る統一性の確保のための基準の設定や専門的・技術的な支援、事業所に係る情報の提供など関係省庁との連携が必要である。</p> <p>さらに、多数の省庁にまたがる各リサイクル法に基づく制度の相違点や流通の範囲等に係る課題について、さらに詳細な検討が必要である。</p>
所管府省からの第1次回答（環境省ほか）	<p>対応不可</p> <p>●特定家庭用機器再商品化法に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえて、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について総合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業</p>

	<p>者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p> <p>●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限 報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>現在、各地方環境事務所等に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。</p> <p>また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。</p>
分野事務局	広域環境保全局

No. 6	山陰海岸国立公園に係る管理権限
提案の具体的な内容	<p>国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>自然公園法に基づく国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における関係施策の一元化を図り、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。</p> <p>1. 許認可事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1～3ヶ月程度かかるなど、各府県とも事務処理に時間を要している現状がある。 権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。 <p>2. 施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめて順位付けし本省への要求を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が求める復旧ルートが認められず単県費での対応を余儀なくされた事例（鳥取県）や、過去に補助を受け整備した施設の再整備が認められなかった事例（兵庫県）など、地域の実情に即していない場合が見受けられる。 これを一括して関西広域連合が担うことで、ジオサイト（地形地質などジオパークを特色づける見学場所や拠点施設）の特性やニーズに沿い、広域的な視点で整備案件を優先順位付けることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。
所管府省からの第1次回答（環境省）	<p>対応不可</p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあって、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別である</p>

	<p>ので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解することも目的となっている。このため、自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を持って実施すべきである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。</p>
府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>国立公園は、国民の財産であると同時に地域の財産として、身近に接している地域住民や地方自治体が、保護管理をはじめ歴史文化・観光・教育といった総合的な視点に立ち、実質的な管理主体となって保全と活用を一体的・継続的に進めてきた結果、高い管理水準が維持されてきた。</p> <p>また近年は、適切な保護と利用の推進を図るため、地域全体の総合的なビジョンに基づく施策と、国立公園としての統一的水準の維持との両立が求められている。</p> <p>関西広域連合は、広域行政主体として、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など府県を越える広域行政課題に対する取組を進め、実績を積み重ねてきた。特に国立公園との関係では、山陰海岸ジオパークの取組において関係する3府県が連携する仕組みが整っており、特定の自治体による恣意的な執行が行われることはない。また、管轄区域が一致する近畿環境事務所と比べても広域的な行政主体として何ら遜色なく、地域の実情に配慮しつつ国立公園としての一定の水準を確保した広域的なバランスの取れた保護施策が展開できる。</p> <p>開発と保護の調和を図るためのチェック機能や全国的・国際的な見地による保護管理への懸念に対しては、国審議会委員経験者や環境省職員が有識者として参画する検討組織を設置するなどし、これまでの国立公園としての価値の保護継続はもとより、国施策との整合性を考慮することで十分に対応可能であり、移譲を拒む理由に当たらない。</p> <p>本提案は全国一律の移譲ではなく、意欲ある地域を対象とした手挙げによるものであり、かつ広域的な業務を確実に担うことのできる組織として関西広域連合があることを前提とした提案であることに留意すべき。</p>
分野事務局	山陰海岸ジオパーク推進担当

No. 7	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大
提案の具体的な内容	<p>地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が丸となって取り組んできた。</p> <p>今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。</p> <p>しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。</p>
所管府省からの第1次回答（総務省）	<p>対応不可</p> <p>広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、</p> <p>① 広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること</p> <p>② 広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること</p> <p>といった趣旨から設けられたものである。</p> <p>従って、密接に関連しない事務であっても、広域連合が、当該要請を行う際に、あらかじめ当該事務を処理するための人的体制や財政負担の準備を行い、当該要請が受け入れられれば、速やかに事務を処理していくことができるのか、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたい。</p>

府省の回答に対する関西広域連合の意見	<p>① 国からの事務・権限の移譲の要請にあたっては、広域連合として執行体制や財源の確保について検討した上で行うことになり、所要財源の確保や国からの人員・資機材等の移管については、国との間で具体的に詰めた上で移譲が行われることから、移譲後速やかに広域連合で実施できるものと考えている。</p> <p>② 国への要請にあたっては、広域連合議会の議決を要する一方、国から事務・権限が移譲される場合における広域連合の事務範囲の拡大に伴う規約改正のため、全ての構成団体の議会の議決を要することもあることから、現実的には国への要請前に全構成団体における合意が必要とされるため、御指摘の予測可能性については何ら問題ないとする。</p> <p>総務省の回答では、広域連合やそれを組織する地方公共団体の意見も聞きながら検討していきたいとのことなので、速やかに関西広域連合及び構成団体である府県市の意見を聴取した上で検討を進めていただきたい。</p>
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策 PT）

No. 8	広域連合の規約変更手続きの弾力化
提案の具体的な内容	<p>地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣 許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、 同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化する ことを求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の 際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。</p> <p>当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政 課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃 止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化する必要がある。</p>
所管府省からの第1次回答 (総務省)	<p>対応不可</p> <p>都道府県が加入する広域連合の規約変更について、総務大臣が許可をしよ うとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならないことと する規定は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広域連合の事務の処理に当たっては、当該事務に係る法令等に係 る関係行政機関に協議することが適当であること ② 都道府県が加入する広域連合は、国からの事務の配分が行われ得るもの であり、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながり得ることを踏 まえ、あらかじめ関係行政機関に協議することが適当であること といった趣旨から設けられたものであり、関係行政機関の長への協議を廃 止することはできない。 <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合の事務所の位置の変更 ・ 広域連合の経費の支弁の方法の変更 ・ 国が、国の事務を新たに広域連合に処理することとした場合 については、総務大臣の許可は不要とされている。

府省の回答に 対する関西広 域連合の意見	<p>広域連合の規約改正は、主に国からの事務・権限の移譲や構成団体からの 事務の持ち寄り移管による広域連合の事務の範囲の拡大を契機として行わ れることになるが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国からの移譲にあたっては所管府省との協議が行われることが前提 になり、その際に広域連合が事務処理を行うことについての検討がな されることから、規約改正許可申請の際に、改めて協議する必要はな いこと、 ② 将来的に国からの権限移譲につながり得るとしても、それは具体的 な権限移譲の際に協議すれば足りるものであり、この規約変更手続き の段階での協議は不要であると考え。 <p>また、広域連合の規約改正の手続きとしては、総務大臣への許可申請にあ たっては、全ての構成団体の議会の議決を要することとされていることか ら、地方分権の観点からは総務大臣許可の際の関係行政機関の長への協議は 不要ではないかと考える。</p>
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策 PT）